

甲府市農業委員会 4 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 4 月 2 5 日（金） 午後 2 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18 名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二
14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建	

4. 欠員（1 名）

9 番

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	白倉 修
農地係 係 長	中村 勝
係 長	窪田 光洋
技 師	鈴木 基加
振興係 係 長	長澤 和利
主 任	中澤 秀幸

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条による競・公売適格証明願について
議案第 2 号	農地法第 5 条による競・公売適格証明願について
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）

- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 耕作土搬入届出について
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（中村係長）

はじめに、報告があります。先月の総会において、亀井智委員のご逝去により委員に欠員が生じたことについては、補充せずに委員が兼務することに決まりましたが、その兼務していただける委員が芦沢喜嗣委員に決まりましたので報告します。

それでは、総会を始めます。本日の総会は、委員定数19名中、欠員1名、18名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よりお願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会4月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、4月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、10番の關野登委員、11番の佐々木茂隆委員のお2人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第1号「農地法第3条による競・公売適格証明願いについて」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

議案書1ページ、3条 競・公売適格証明願をご覧ください。

この「競・公売適格証明願」につきましては、農地の競売物件や、公売物件の入札に参加する方は、入札に先立ちまして、その方が、農地法の許可を受ける適格者であるという証明を、農業委員会から受ける必要があります。今回の案件は、その競売地を農地のまま取得し、耕作したいという方の3条の資格審査について、委員の皆様にご審議していただくものでございます。

なお、入札後、その方が、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決で、許可書の交付ができるものであります。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

地図のNo1 をご覧ください。申請地となっているところが、競売地であります。競売地の○面、○面は○○、○面は○○を挟んで○○、○面は○○となっております。

願出人は、現在、〇〇㎡にわたり、〇〇、〇〇、〇〇、の栽培をしており、願出人の所有する〇〇の〇側の競売地で〇〇を栽培したいとのことで、〇〇のため、競売地を取得したいとのことであります。

なお、願出人は、農業の従事日数などの、資格要件は満たしております。

続きまして、議案書 1 ページの 2 番、地図は 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地となっているところが、競売地であります。競売地の〇面、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面が〇〇となっております。

願出人は、現在、〇〇に〇〇㎡、〇〇に〇〇㎡にわたり、〇〇、〇〇の栽培をしており、〇〇のため、競売地を取得し、〇〇を栽培したいとのことであります。

なお、願出人は、農業の従事日数などの、資格要件は満たしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「議案第 1 号」の案件につきまして、事前にご意見等はいただいておりますが特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条による競・公売適格証明願い」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、「議案第 1 号」については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条による競・公売適格証明願いについて」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

議案書 2 ページ、5 条 競・公売適格証明願をご覧ください。

先ほど、競・公売のための適格証明についてご説明しましたが、競売地を駐車場や資材置き場に転用する 5 条による資格審査についてご審査いただきます。

なお、5条についても3条と同様に入札後、その方が、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決で、許可書の交付ができるものであります。

議案書2ページの1番、地図は2ページの5条NO.1をご覧ください。

〇〇は競売地となり、所在・地目・面積・願出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

1番の願出人は、〇〇で〇〇・〇〇また、〇〇を経営しておりますが、〇〇において〇〇があり、今後も〇〇に〇〇の〇〇があることから、競売地を取得し、〇〇として利用したいとのことです。

なお、〇〇には、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇〇などを〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2ページの2番、3番については、同じ競売地となります。地図は3ページの5条NO.2、NO.3をご覧ください。

2番の願出人は、〇〇で〇〇また、〇〇を経営しておりますが、〇〇が〇〇なったことから、競売地を取得し、〇〇として利用したいとのことです。

なお、〇〇には、〇〇の〇〇、〇〇を〇〇する予定であります。

3番の願出人は、〇〇で〇〇また、〇〇を経営しておりますが、〇〇において今後も〇〇に〇〇の〇〇があり、〇〇が〇〇なったことから、競売地を取得し、〇〇として利用したいとのことです。

なお、〇〇には、〇〇の〇〇、〇〇を〇〇する予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「議案第2号」の案件につきまして、事前にご意見等はいただいておりますが特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条による競・公売適格証明願い」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、「議案第2号」については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が3件、贈与が1件の合計4件ございます。4件とも3条の資格要件を満たしております。

議案書3ページの1番、地図は4ページの3条NO. 1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇は〇〇、〇面は〇〇となっております

譲渡人と譲受人は、〇〇であり、譲受人は、〇〇にあたります。

譲受人は、現在〇〇才で、現在は、〇〇の農地約〇〇㎡で、〇〇、〇〇の栽培を行っております。申請地は、今まで〇〇が〇〇の栽培をしていましたが、〇〇のため耕作することがだんだん〇〇になってきたことから、申請地を〇〇により譲受け、〇〇を〇〇したいとのことであります。申請地では、〇〇の栽培を行う予定であります。

続きまして、議案書2番、5ページの3条NO. 2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇〇側は〇〇であり、〇側、〇側、〇側は〇〇になります。

譲受人は、現在、〇〇に〇〇しておりますが、以前から〇〇を考えており、〇〇と、〇〇の購入を検討していたところ、申請地の〇〇と〇〇する〇〇の物件が見つかったため、〇〇と併せて申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。申請地では、〇〇、〇〇、〇〇を栽培する予定であります。

続きまして、議案書3番、6ページの3条NO. 3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇で、〇面、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲受人は、申請地の〇側に〇〇する〇〇を所有し、〇〇を栽培しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

続きまして、議案書4番、7ページの3条NO. 4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇で、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇の〇〇となっております。

譲受人は、申請地の〇〇に〇〇しておりますが、以前から就農を考えており、今回申請地を取得し、〇〇を栽培する計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第3号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は、1件であります。

議案書4ページの1番、地図は8ページの4条NO. 1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地の〇〇に〇〇しておりますが、〇〇もあり〇〇が〇〇となってきたことから、〇〇を〇〇し申請地に〇〇を建てたいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第4号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第4号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、3件ございます。

議案書5ページの1番、地図は、9ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地〇〇の〇〇であり、今まで〇〇していた〇〇の〇〇や〇〇の〇〇により〇〇が〇〇したため、申請地を〇〇の〇〇として利用したいとのことであります。

また、〇〇する農地との〇〇には〇〇を設け敷地は〇〇で敷き均し、〇〇は〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は、10ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

〇側の申請地は、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇となっており、〇側の申請地は、〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、〇〇の〇〇で、〇〇、〇〇などを〇〇し、〇〇で〇〇、また、〇〇、〇〇などを〇〇しておりますが、〇〇で〇〇したことにより、〇〇の〇〇が〇〇となったことから、申請地を取得し、〇〇の〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇側申請地では、〇〇、〇側申請地では、〇〇の〇〇にする予定であります。

なお、〇〇は〇〇で仕上げ、〇〇は、〇側申請地では、〇側と申請地の〇側を通る〇〇へ排水し、〇側申請地では、〇側の〇〇へ排水する予定であります。

続きまして、議案書3番、地図は、11ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、〇〇で〇〇や、〇〇を〇〇しており、譲受人は現在、申請地から〇側に〇〇する〇〇で、〇〇の〇〇及び〇〇を営んでいる〇〇であります。〇〇に

よる〇〇と〇〇の〇〇にともない、〇〇が必要となったことから、事業所に〇〇の申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は〇〇、〇〇、〇〇の〇〇にし、〇〇は〇〇で敷き均し、〇〇は〇〇とする計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第5号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、この議案第5号については、すべて、1,000㎡以上の案件ですので、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。

次に、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書7ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

8ページから12ページまでは、3月10日から4月8日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法第4条、及び5条の届出、また、耕作土搬入届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第 6 号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することについて」と、報告第 6 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

今年度より、振興係を担当します、長澤です。よろしくお願いします。

それでは「議案第 6 号」の説明をいたします。

今月より、農地中間管理事業に係る届出の案件となります。

農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、要約となりますが、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し、要請することができる。」となっていますことから、本案件を付議しております。

それでは、まず、総会資料の 13 ページをご覧ください。右上に、「新規設定」とある集計表が、令和 7 年 6 月 1 日より、新たに賃貸借開始分の農地中間管理機構を介した集積計画となります。

〇〇地区及び〇〇地区から、合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積は、118,100 ㎡であります。これは、去る 3 月 4 日に農地銀行推進員会議によって、決定された新規設定の目標面積でございます。

なお、設定面積が空欄となっておりますが、これは、これまで甲府市において行っておりました公告を、農地中間管理機構を介した貸借の場合は、県が公告することとなります。したがって、今回、本案件を農地中間管理機構へ要請し、概ね 1 か月後（5 月下旬）に公告される、という流れになることから、今回、設定面積として計上してございません。次回の 5 月の定例総会において、この設定面積を掲載することとなります。ご了承をお願いいたします。

次に、議案書 14 ページをご覧ください。

こちらの集計表は、右上に「再設定」と表記してありますが、先月 3 月の定例総会において決定した案件を、農地中間管理機構へ要請し、本日 4 月 25 日公告、5 月 1 日に賃貸借が開始される案件となります。借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となります。

目標面積、271,300 ㎡に対し、設定面積 895 ㎡で、達成率は 0.3%でございます。

続いて、15 ページから 18 ページが今回の要請案件となりますが、1 枚の紙にまとめることも出来ましたが、字が小さく、見づらくなってしまうため、4 ページに渡っての表となります。分かりにくいところがありましたら、今後、逐次、修正をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

15 ページから 16 ページが、土地所有者から山梨県農業公社へ貸付の内容でありまして、17 ページから 18 ページが、山梨県農業公社から借受る方の内容とな

っております。貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件を説明させていただきます。

議案書 17 ページの 3 番、並びに 18 ページ 4 番・5 番をご覧ください。
借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者であります。〇〇の農事組合法人で〇年間、栽培技術を身につけました。今後は〇〇となる予定です。

当該農地では、〇〇を〇〇借受け、〇〇を栽培し、農産物は、〇〇へ出荷する予定です。また農業機械につきましては、今後〇〇予定であり、就農後は、年間〇〇日以上、農業に従事する予定とのことであります。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたので報告いたします。議案書 19 ページから 23 ページをご覧ください。

今月は、9 件の解約届が提出されました。貸付人、借受人の氏名・住所・解約の内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、新規就農者の案件について、中道地区 佐々木委員から補足説明をお願いします。

○（佐々木委員）

議案書 17 ページの 3 番、及び 18 ページ 4 番・5 番に記載の借受人については、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇間、〇〇の受講と、〇〇で農作業の実習に参加し、農業技術を学んできました。実習をする中で、〇〇を中心に農業経営を行っていききたいとの本人の理念から、申請地を借りたいとのことであります。申請地には〇〇が〇〇していますが、〇〇とのことであり、〇〇については〇〇する予定です。また、〇〇の農地についても〇〇する予定あります。借受人は〇〇も〇〇していて、〇〇も身に付けており、今までの〇〇の〇〇の中でも〇〇でありますので、よろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の同意をいただきましたので、議案第6号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、「報告第6号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして、4月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後2時45分 閉会